

## 地域密着型サービス及び施設サービスの提供体制について

## 1 地域密着型サービス

## (1) 第9期計画の位置づけ

≪第9期計画 73頁 抜粋≫

## (2) 地域密着型サービスの提供体制の確保

重度者を含め、要介護高齢者の在宅生活を支えるため、24時間365日、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護のサービス提供体制の拡充を図ります。

## ■令和8年度末の整備目標

		令和5年度 末総整備数	第9期計画期間の整備数			令和8年度 末総整備数
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看 護	事業所数	1事業所	—	1事業所(※) ※令和7年度から令和8 年度の2年度で1事業所 を整備	2事業所	

※サービス基盤整備は施設の完成年度を指しており、開設年度ではありません。

## (参考) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは

ヘルパーなどが1日複数回利用者を巡回する定期巡回サービス、通報を受けて対応の要否を判断する随時対応サービス、訪問の要望に応じて訪問する随時訪問サービス、看護師が訪問して療養上の世話または診療の補助を行う訪問サービスを組み合わせて提供する24時間対応型のサービスである。

## (2) 事業者の指定手続きについて

事業者の指定は、申請に基づき、市長が事業所ごとに行います。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスについては、市長の判断により公募を通じた選考による事業者の指定を行うことができます。理由は、定期巡回・随時対応型サービスの普及のためには、事業者が日常生活圏域内で一体的なサービスを提供し移動コストの縮減や圏域内での利用者の確実な確保を図ることが必要なためです。

公募指定にあたっては、国で定める基準に従い、公正な方法で選考し、事業者を決定します。(根拠法令：介護保険法第78条の2～17、第78条の13～第78条の17)

## (3) 第9期計画期間中の公募スケジュールについて

令和7年度上半期に公募を実施し、整備時期は令和8年度とします。

## 2 施設サービス

### (1) 第9期計画の位置づけ

≪第9期計画 74頁 抜粋≫

#### (3) 施設サービスの提供体制の確保

施設サービスについては、第9期計画（令和6年度から令和8年度）では、施設介護の必要性が高まる75歳以上の高齢者やひとり暮らし高齢者などの増加が見込まれることから介護老人福祉施設の整備を進めます。

また、低所得者の需要に対応するため、整備においては一定程度、従来型（多床室）の整備を優先的に進めます。

#### ■令和8年度末の整備目標

		令和5年度 末総整備数	第9期計画期間の整備数			令和8年度 末総整備数
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護老人福祉施設	施設数	3施設	—	—	1施設	4施設
	定員数	310名	—	—	100名程度	410名程度

※サービス基盤整備は施設の完成年度を指しており、開設年度ではありません。

### (2) 令和6年度進捗状況（埼玉県）

#### スケジュール

令和6年7月31日期限	社会福祉法人設立認可等協議書及び老人福祉施設設立計画書の提出
令和6年11月19日開催	令和6年度第1回埼玉県社会福祉法人認可等及び介護老人保健施設等審査委員会

#### 審査対象となった社会福祉施設整備計画

法人名及び設立代表者名	社会福祉法人 福祉楽団 理事長 飯田大輔
施設名	≪創設≫（仮称）吉川市特別養護老人ホーム
施設種別（定員数）	特別養護老人ホーム （ユニット型72人・従来型48人）合計120人
整備予定地	吉川市大字川野376-1他

令和6年11月19日に開催された「令和6年度第1回埼玉県社会福祉法人認可等及び介護老人保健施設等審査委員会」において、承認されています。